

○甲南大学動物実験取扱規程

平成19年6月28日

大学会議制定

改正 平成27年3月19日

平成27年4月1日

学長決定

改正 平成27年5月21日

令和3年10月28日

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。この規程は、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等の必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 動物実験等 教育又は研究のために実験動物に実験的処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物 実験に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う実験動物飼養保管施設・設備（以下「飼養施設」という。）及び動物実験（48時間以内の一時保管を含む。）を行う動物実験室（以下「実験室」という。）をいう。
- (4) 動物実験管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。その任は、施設等を有する学部等の長とする。
- (5) 動物実験適正化主任者 実験動物に関する知識及び経験を有する専任教員で、動物実験管理者を補佐し動物実験の適正化に関する業務を担当する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、実験動物の飼養・保管及び動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 動物実験実施者 教員、職員、学生その他動物実験の実施に携わる者をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 動物実験委員会

（動物実験委員会）

第4条 動物実験等に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて調査し、及び審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) この規程の改廃に関すること。
- (2) 施設等の審査に関すること。
- (3) 実験計画の審査に関すること。
- (4) 教育訓練に関すること。
- (5) 実験動物の管理及び動物実験の実施状況に関すること。
- (6) 自己点検・評価に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

（委員の構成）

第5条 委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 動物実験管理者
- (2) 動物実験適正化主任者
- (3) 動物実験等にかかわる専任教員 若干名
- (4) 前号以外の自然科学系分野の専任教員 1名
- (5) 人文・社会科学系分野の専任教員 1名
- (6) 予防医学等の専門家 1名
- (7) フロンティア研究推進機構事務室長
- (8) 教職員の健康・安全管理等に責任を有する専任職員 1名
- (9) その他学長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号に定める委員には、同項第2号の動物実験適正化主任者である委員が兼任できる。

3 委員は、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は、直ちに補充しなければならない。補充によって委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、動物実験適正化主任者がつとめる。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

9 委員会に関する事務は、学長室が行う。

(動物実験適正化主任者)

第6条 本大学に動物実験適正化主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、学長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

3 主任者は、動物実験の適正化に関して、動物実験管理者を補佐するとともに、次の任務を遂行し、必要な事項について委員会に報告するものとする。

- (1) 動物実験が、基本指針及びこの規程に従って適正に遂行されていることの確認
- (2) 動物実験責任者に対する指導助言
- (3) その他、動物実験の適正化に関する必要な事項の処理

第3章 施設等

(飼養施設の設置)

第7条 飼養施設を設置(変更を含む。)する場合は、動物実験責任者が所定の「飼養施設設置承認申請書」を提出し、委員会の議を経て学長の承認を得るものとする。

2 動物実験責任者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養施設の要件)

第8条 飼養施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等の容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 担当する動物実験責任者がおかれていること。

(実験室の設置)

第9条 飼養施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、動物実験責任者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、委員会の議を経て学長の承認を得るものとする。

2 動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(実験室の要件)

第10条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第11条 動物実験責任者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第12条 動物実験責任者は、施設等を廃止する場合は、所定の「施設等廃止届」を学長に届け出ること。

- 2 動物実験責任者は、必要に応じて、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。
- 3 施設等の廃止時には、清掃や消毒などを実施し、原状回復に努めること。

第4章 動物実験等の実施

(実験計画の立案、審査、手続き)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を作成し、委員会の議を経て学長の承認を得るものとする。なお、第2条第1項第2号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等についても、動物実験計画書を提出することができる。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

(実験操作)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組

換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に
従うこと。

- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(終了後の処置)

第15条 動物実験実施者は、動物実験を終了あるいは中断した実験動物の処分においては、速やかな致死量の麻酔薬の投与等により、できる限り苦痛を与えないように配慮するものとする。

- 2 実験動物の死体及び排泄物等は、動物実験責任者又は動物実験管理者が所定の場所に保管し、神戸市の定める条例に従い処理を行うものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、実験成果等について学長に報告しなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第16条 動物実験管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

- 2 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や基本指針等に基づき適正に管理されている機関より実験動物を導入するものとする。
- 3 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。
- 4 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。
- 5 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。
- 6 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。
- 7 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。
- 8 動物実験責任者及び動物実験実施者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、

保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第17条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 動物実験管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、委員会を経て学長に報告しなければならない。

(譲渡及び輸送)

第18条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

2 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第5章 安全管理

(危害防止)

第19条 動物実験管理者及び動物実験責任者は、実験動物の飼育や動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触することがないように必要な処置を講じなければならない。

2 動物実験管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物が施設等から逸走しないよう動物種や実験目的に応じて必要な措置を講じるとともに、逸走した場合には、それぞれの動物種の性質等を考慮して、適切な捕獲用具等を用いて捕獲に努めなければならない。

3 動物実験管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに警察、保健所等の関係機関へ連絡しなければならない。

4 動物実験管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等の予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

5 動物実験管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

6 動物実験管理者は、地震又は火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、実験動物による危害防止及び実験動物の保護に努めなければならない。

第6章 教育訓練

(教育訓練)

第20条 動物実験管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けるものとする。

- ① 関連法令、基本指針等、本学の定める規程等
 - ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - ④ 安全確保、安全管理に関する事項
 - ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 動物実験管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

第7章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第21条 学長は、基本指針への適合性に関し、委員会に対して自己点検・評価を実施させるものとする。

- 2 委員会は、本規程、動物実験等の実施状況、実験動物の飼養保管の状況、施設等の維持管理の状況、動物実験等に関する安全管理の状況、教育訓練の実施状況等の項目について自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、動物実験管理者、動物実験責任者並びに動物実験実施者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第8章 情報公開

(情報公開)

第22条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年1回程度インターネット等により公表する。

第9章 補足

(準用)

第23条 第2条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(適用除外)

第24条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用

しない。

(雑則)

第25条 これらのほか、兵庫県並びに神戸市の定める各種条例に適合する場合には、その条例に従うものとし、神戸市への届出など必要な手続きをとること。

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、委員会及び大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成19年6月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月28日から施行する。